

# 山口市宮野地域交流ステーション指定管理者募集要項

山口市宮野地域交流ステーションの指定管理者を募集します。

## 1 対象施設の概要（詳細については「仕様書」を参照）

### (1) 名称

山口市宮野地域交流ステーション

### (2) 所在地

山口市桜島二丁目4番1号

### (3) 施設の設置目的等

この施設は、宮野地区にある高等教育機関である大学と市民が積極的に交流できる場を確保し、大学の持つ専門的な知識と住民の知恵等を活かして、魅力あるまちづくりを推進することを目的としています。

### (4) 開館時間等

#### ① 開館時間

午前8時30分から午後10時まで

#### ② 開館日

毎日

※ただし、指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に休館することが出来る。

## 2 指定管理者が行う業務の概要（詳細については「仕様書」を参照）

- (1) 施設及び設備の使用許可に関する業務
- (2) 使用料の徴収及び市会計への納付
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 山口市宮野地域交流ステーション設置及び管理条例第3条に規定する事業の実施に関する業務
- (5) 自主事業の実施に関する業務
- (6) その他宮野地域交流ステーションの管理運営に必要な業務

## 3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

#### 4 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- (1) 市内に事務所又は事業所等を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 地方自治法第92条の2及び第142条並びに第166条の規定に該当しないこと。
- (4) 山口市から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 市民税、法人税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (7) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (8) 手形、銀行取引停止処分等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全である団体でないこと。
- (9) 賃金不払い等の事実があるなど、明らかに指定管理者として不適当であると認められる団体でないこと。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

#### 5 募集日程

##### (1) 募集要項及び仕様書の配布

- ① 配布期間 令和2年8月3日（月）～
- ② 配布場所 山口市地域生活部協働推進課

##### (2) 申請書の受付

- ① 受付期間 令和2年10月2日（金）まで（午後5時15分までに必着のこと。）
- ② 提出場所 山口市地域生活部協働推進課

〒753-8650 山口市亀山町2-1 電話 083-934-2965

##### ③ 提出書類

ア 指定申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（下記の項目は必ず記載すること。様式は任意）

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 申請動機</li><li>2 管理運営方針に関すること</li><li>3 管理運営内容に関すること<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 利用者の公平性・平等性の確保</li><li>(2) 施設の効用の最大限の発揮</li><li>(3) 管理運営経費の縮減</li><li>(4) 管理を安定して行う団体基盤</li><li>(5) 利用者の安心・安全確保</li><li>(6) 市の施策への貢献度</li><li>(7) その他</li></ol></li></ol> |
|---|

- ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
  - エ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
  - オ 市が交付する滞納のないことの証明
  - カ 収支予算書及び自主事業一覧表
  - キ 過去に指定管理者の指定を受けたことがある者については、その実績が分かる書類
  - ク 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
  - ケ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く）
  - コ 団体の代表者及び役員全員の名簿（暴力団排除に係る資格審査のため）
  - サ その他市長が必要と認める書類
- ④ 提出部数 各9部
- ⑤ その他 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。電子メール、FAXでの提出は認めません。郵送の場合には、書留郵便により提出期限までに必着のこと。

## 6 選定方法

地域生活部指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、各委員が次の審査項目に沿って、指定管理者候補者として選定します。

【審査項目】	【審査内容】
<b>1 利用者の公平性・平等性の確保（15点）</b>	
ア 公の施設の基本的なあり方・管理運営にあつての基本方針	・公の施設に対応した管理運営方針がとられているか。
イ 利用者の公平・平等な利用を確保するための方策	・施設利用者に対し、平等性を図る具体的な方法が提案されているか。
<b>2 施設の効用の最大限の発揮（25点）</b>	
ア 施設管理の運営方針	・施設管理にあたり、具体的な運営方針であり、実現可能な方策となっているか。
イ 利用促進に向けた方策	・利用者増加を図るための具体的手法は適切か。
ウ 利用者ニーズの把握とサービス向上のための方策	・利用者ニーズの把握に努める意欲があり、具体的手法が提案されているか。
エ 苦情対応のための方策	・苦情等トラブルに的確かつ柔軟に対応できる体制がとられているか。

<b>3 管理運営経費の縮減（10点）</b>	
ア施設維持管理のための方策	・施設維持管理のための具体的手法は適切か。
イ施設修繕に対する対応	・施設修繕を行う際に、適正な対応がとられているか。
ウ効率的・経済的な施設管理	・効率的な管理運営のための創意工夫がみられるか。
エ収支予算書の妥当性	収支計画は適正に見積もられているか。
<b>4 指定管理料の縮減（5点）</b>	
ア指定管理料の縮減	指定管理料提案額と予定額の比較
<b>5 管理を安定して行う団体基盤（15点）</b>	
ア適切に行える運用体制	・業務遂行に適した配置がされており、業務を円滑に遂行できる職務分担が提案されているか。
イ安定した管理を行うための団体基盤	・指定管理者の事業に対する地域からの支援基盤はあるか。
<b>6 利用者の安心・安全確保（15点）</b>	
ア危機管理・安全管理体制	・防犯、防災の予防活動に関する考え方や体制整備がされているか。 ・事故、災害発生時等の危機管理のあり方を理解しており、具体的な対応策があるか。
イ個人情報の取扱いの方針及び具体的手法	個人情報の保護について十分な配慮があり、必要な措置を講ずる提案とされているか。
<b>7 市の施策への貢献度（25点）</b>	
ア地域団体等との連携	・地域活性化への熱意が感じられる団体であるか。 ・地域団体等との連携・協働を行っているか。
イ市の施策に配慮した事業活動の提案及び実績	・市の施策を踏まえた具体的提案及び実績があるか。

## 7 申請に要する経費

申請に要する経費は全て申請者の負担とします。

## 8 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守れなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの

(4) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たり不相当と認められるもの

## 9 ヒアリング

令和2年10月中旬に実施します。詳しい日程は、後日連絡します。

申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方におかれましては、事業計画内容等の説明をお願いします。

## 10 選定結果

選定委員会による指定管理者候補者の選定結果は、ホームページで発表します。

なお、指定管理者候補者となった団体については、団体名、代表者名、住所、会社概要を公表するほか、選定結果の概要（採点結果）等を公表します。

## 11 指定管理者の決定

指定管理者の決定は、令和2年12月山口市議会の議決を経て決定（指定）されます。議会の議決終了後、文書により決定等の通知を行います。

## 12 情報公開

提出書類について、山口市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開します。ただし、個人情報のほか申請者の経営上の秘密や事業運営上のノウハウ等、公開することにより申請者に不利益を与えるおそれがある情報等が記載されていると判断した場合は、当該情報については公開しません。特に、公開することにより申請者に不利益を与えるおそれがある情報については、申請者の意見を聴いて公開の可否を判断します。

なお、上記に関わらず指定管理者候補者に選定された申請者が提出した事業計画書及び収支予算書については、原則として公開します。

また、毎年度、市に提出される事業報告書についても同様の扱いをします。

## 13 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) やむを得ない理由により、応募を辞退する場合は、応募辞退届（任意様式）を提出してください。

## 14 添付書類

- (1) 指定申請書
- (2) 収支予算書及び記載要領及び自主事業一覧表
- (3) 山口市宮野地域交流ステーション指定管理者仕様書

問い合わせ先

山口市地域生活部協働推進課

施設整備担当

電 話 0 8 3 - 9 3 4 - 2 9 6 5

F A X 0 8 3 - 9 3 4 - 2 7 0 2

E-mail [kyodo-s@city.yamaguchi.lg.jp](mailto:kyodo-s@city.yamaguchi.lg.jp)